

令和2年度
がん対策施策報告書

(越谷市がん対策推進条例第16条の規定に基づく報告)

令和3年(2021年)9月

越谷市

－ 目次 －

1	越谷市がん対策推進条例に関する令和2年度（2020年度）の取組み	1
1-1	がんの予防の推進等（第8条）	1
1-2	がんの早期発見の推進（第9条）	2
1-3	がん医療の充実等（第10条）	3
1-4	がん患者等の支援（第12条）	4
1-5	情報の収集及び提供（第13条）	5
1-6	その他の取組みと課題	5
2	関連データ	6
2-1	各がん検診の受診状況等（令和2年度）	6
2-2	各がん検診受診率（%）とがん発見者数（人）の推移	6
3	越谷市がん対策推進条例	8

令和2年度（2020年度）においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種イベントの中止や事業等の規模縮小が相次いだ。そのため、がん対策施策についても、講演会等による周知啓発の機会が減少するとともに、外出自粛や受診控えにより、がん検診受診率の低下も見られた。

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大は継続しており、収束の目途が立たない状況であるが、がん対策施策の推進は市民の健康寿命の延伸を図るうえで欠かすことのできないものであり、「感染症対策」と「がん対策」を併合した施策の推進を図る必要がある。

1 越谷市がん対策推進条例に関する令和2年度（2020年度）の取組み

1-1 がんの予防の推進等（第8条）

第8条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小中学校におけるがんの予防につながる学習活動の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

○喫煙

- ・受動喫煙の健康への影響や改正健康増進法の内容についてHP等で周知を行った。
- ・受動喫煙防止に係る通報を受け付け、必要に応じて飲食店や娯楽業施設、事業所等の調査、訪問、指導を行った。

[実績：21件（通報対応件数）]

- ・市内禁煙治療実施医療機関をHPやチラシ等でPRした。
- ・禁煙を希望している人向けに禁煙支援講座を実施した。

[実績：医師の講演10人／1回]

○食生活

- ・生活習慣病予防の食育推進を図るため、ヘルシークッキングや生活習慣改善指導等各種健康教室を実施した。

[実績：ヘルシークッキング41人／4回、男の料理教室18人／2回、市民健康教室118人／12回]

(ヘルシークッキングでの料理例)



○その他

- ・講演会を実施し、参加者に対して、埼玉県がん検診県民サポーター認定手帳を交付する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。

○運動

- ・ハッポちゃん体操公開練習を実施し、市民の健康づくりの推進を図った。

[実績：64人／5回]

- ・健康の保持・増進のため健康体操教室を実施した。

[実績：476人／16回]

- ・埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加し、市民の運動習慣の推進を図った。

[実績：4,695人（累計登録人数）]

○小中学校における教育

- ・小中学校において保健学習を実施した。
[実績：小学校6年生「生活のしかたと病気の予防」、中学校2年生「健康な生活と疾病の予防」]

<今後の取組みと課題>

- ・望まない受動喫煙を防止するため、改正健康増進法に基づき、各種施設に対して適切な対応を図る。
- ・喫煙、食生活、運動その他の生活習慣とがん予防に関する知識の普及や啓発について、各種講演会や健康教室を引き続き実施する。

1-2 がんの早期発見の推進（第9条）

第9条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○がんの早期発見

- 毎年、検診の期間を同時期とすることにより、市民へがん検診の意識付けを行い、定期受診を推進した。
- 検診対象者には個別勧奨通知を送付し、1枚の通知に複数の検診内容を掲載するなど、より多くの情報提供に努めた。令和2年度からは、一部の対象者にナッジ理論を用いた受診勧奨通知を送付し、より見やすく分かりやすいように通知の工夫を図った。また、受診券がなくても医療機関において直接検診が受けられる体制を整備している。
- 大腸がん検診（便潜血検査）
40歳以上を対象に個別検診を実施した。
(受診者数19,536人、受診率9.5%)
- 胃がん検診（内視鏡検査又はレントゲン検査）
40歳以上を対象に、個別検診を実施した。
(受診者数12,067人、受診率5.9%)
- 子宮頸がん検診（子宮頸部の細胞診検査）
20歳以上の女性を対象に個別検診を実施した。
(受診者数10,439人、受診率7.2%)
- 乳がん検診（視触診とマンモグラフィ検査）
35歳以上の女性を対象に個別検診と集団検診を実施した。
(受診者数4,984人、受診率10.9%)
- 肺がん検診（胸部レントゲン検査）
40歳以上を対象に個別検診と集団検診を実施した。
(受診者数23,923人、受診率11.6%)

※受診率等の詳細については、2 関連データ（P.6）参照

○がん検診受診の啓発

- 成人式で「たばこの害」についてのチラシを配付した（2,500人）。
- 各種がん検診等の案内を掲載したチラシ（ハッピーちゃん通信）について生命保険会社と連携協力を図り、市民への周知を行った。

（ハッピーちゃん通信）

（成人式配付用チラシ）



- 越谷商工会議所が発行する会報に、がん検診の案内記事を掲載し周知を図った。

<今後の取組みと課題>

- 市民がより受けやすいがん検診となるよう、周知方法や実施方法などを工夫し、さらなる受診率の向上を図る。
- コロナ禍においても定期的な検診の受診の必要性、受診控えによるリスクについて周知に努める。
- 地域全体でがん検診受診率の向上に取り組むために、さらに民間企業との連携を拡げ、協力を得るよう努める。

1-3 がん医療の充実等（第10条）

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、埼玉県並びに保健医療関係者その他関係機関及び関係団体と連携し、がん患者の意向を勘案しつつ、その居宅において療養できるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

3 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により提供を受けることができる情報を積極的に活用することにより、がん対策の充実等に努めるものとする。

○医療体制の充実

- ・地域の医療機関相互のがん診療における連携については、がん医療の専門医療機関である拠点病院が地域の中核となり進められ、市内には地域がん診療連携拠点病院として獨協医科大学埼玉医療センターが国から指定されている。また、埼玉県がん診療指定病院として越谷市立病院が県から指定されている。地域がん診療連携拠点病院等は、患者の紹介、症例相談、地域における緩和ケアの提供などを通じて、地域連携を推進している。
- ・市内には、在宅療養支援診療所が17か所、在宅療養支援病院が1か所あり、そのうちがん患者に対する訪問診療を実施する「在宅がん医療総合診療」の届出を行っている医療機関11か所が、終末期のがん患者に対して往診及び訪問看護により24時間対応できる体制を確保し、在宅医療を行っている。
- ・市内の訪問看護ステーションは25事業所あり、在宅での医療を支えている。

- ・平成28年度から越谷市医師会において医療と介護の連携窓口が設置され、医療と介護の連携に関する専門職が相談を受けている。

平成30年度からは越谷市の事業となったが、引き続き当該連携窓口に業務を委託しており、医療関係者や介護関係者から在宅医療に関することや在宅での介護サービスの利用についてなどの相談を受け、関係機関の連絡調整等を行っている。

（医療と介護の連携窓口HP）



<今後の取組みと課題>

- ・今後も、市民が安心して最期まで自宅等で療養生活が送れるよう、がん医療の充実等については、埼玉県をはじめ、越谷市医師会や市内医療機関等と連携を図る。

1-4 がん患者等の支援（第12条）

第12条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

○越谷市立病院における相談体制

- ・医事課内にある医療連携室にて、越谷市立病院外来及び入院患者並びに家族からの、がんに関する医療面・生活面などの相談を受け付けている。（医療費の支払い、介護保険制度の利用や退院後の在宅サービス、病院や施設への転院、社会保障制度等について）
- ・看護部に所属する「乳がん看護認定看護師」が中心となり、乳がん患者会（さくらんぼの会）を運営している。ただし、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休止した。

○獨協医科大学埼玉医療センターの相談体制

- ・地域がん診療連携拠点病院として円滑に機能していくため、化学療法・緩和ケア・院内がん登録・相談支援・放射線治療など院内関連部門を包含して組織した「腫瘍センター」を中心として、地域の医療機関とも綿密な連携を図りながら、継続的に質の高いがん医療を提供する。
- ・就労に関する相談や、医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者支援活動に対する支援を実施している。

<今後の取組みと課題>

- ・越谷市立病院内における相談窓口や乳がん患者会等について、これまで以上に利用者への周知に努める。
- ・越谷市立病院外来及び入院患者並びに家族からの相談は一人ひとり内容が全く異なり、医療面だけではなく、心理面、金銭面、生活面など多種多様にわたる。これらに柔軟に対応するため相談を受ける職員の側でも、患者に最新情報を提供するための社会的な制度や在宅サービス、他医療機関等についての情報収集や、外部機関での研修等を通じて心のケアを含む相談技術の向上に努める必要がある。

1-5 情報の収集及び提供（第13条）

第13条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供するものとする。

○市民への情報提供

- ・国や県が作成したがんに関するチラシなどを関係機関に配架し、また、市のホームページから厚生労働省のホームページへアクセスできるようにするなど、広く情報提供を行った。
- ・県で行っている「がんワンストップ電話相談」について、広報誌に情報を掲載し、広く情報提供を行った。
- ・南部図書室において、がん関連本にシール等の目印を貼り、目につきやすいよう配架している。
- ・市立図書館において、がん情報コーナーを設置し、広く周知を行った。
- ・子宮頸がん予防ワクチン接種については、平成25年から定期接種の積極的勧奨を控えていましたが、国が新たなリーフレットによる情報提供を開始したことを受け、高校1年生相当の女子とその保護者へ、ワクチンの安全性や有効性に関する情報提供として、8月に通知を送付した。

(市立図書館)



○埼玉県がん検診県民サポーター（※）の養成

- ・がん予防講演会を実施し、参加者に対して、埼玉県がん検診県民サポーター認定手帳を交付する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。



※ 家庭や地域などの身近な方に対して、草の根レベルでがん検診の受診勧奨を行う。

<今後の取組みと課題>

- ・国の動向を注視しつつ、県や関係機関と連携を図りながら、がん医療に対する最新の情報を収集し、市民に対してホームページやチラシ等で情報提供する。
- ・民間との連携事業として、本市と協定を締結した保険会社の職員が、日常業務の中で地域をまわりながら、がん検診のチラシ等を配付するとともに、がんに係るアンケートを実施し、がん検診やがんの支援等に関する情報を収集する。

1-6 その他の取組みと課題

○越谷市立病院における緩和ケアについて

- ・越谷市立病院内の医師・看護師・薬剤師その他多職種からなる緩和ケア委員会が中心となり、チームを組んで院内の患者及び家族に対するケアを行っている。今後もより質の高い緩和ケアを提供できるよう委員会メンバーのスキルアップに努める。

○がん検診の先進的な水準の維持

- ・平成28年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により、指針に基づく検診として胃内視鏡検査が追加されたが、本市においては、昭和36年から全国に先駆けて胃内視鏡検査による胃がん検診を実施してきている。今後も、がん検診の先進的な水準が維持されるよう、国の動向を注視しつつ、県や関係機関と連携を図りながら、がん医療に対する最新の情報取得に努める。

2 関連データ

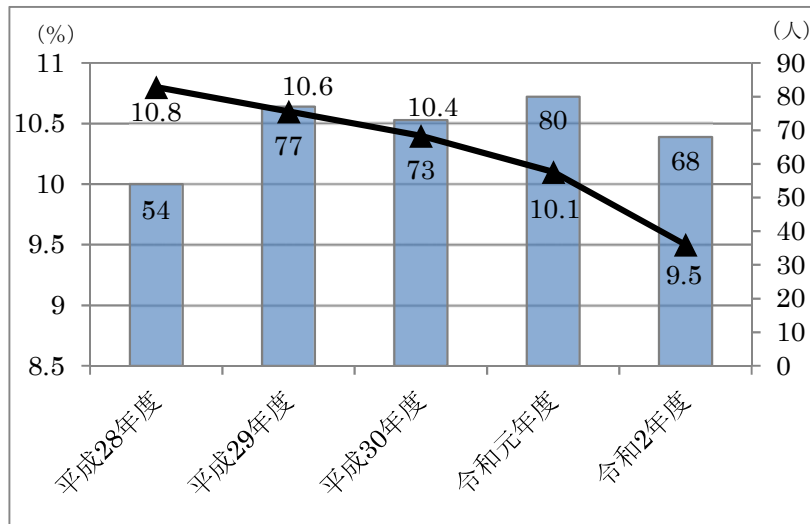
2-1 各がん検診の受診状況等（令和2年度）

検診名	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査 (人)	がん 発見者数 (人)※
大腸がん検診	205,815	19,536	9.5	1,623	68
胃がん検診	205,815	12,067	5.9	766	43
子宮頸がん検診	144,010	10,439	7.2	196	6
乳がん検診	116,171	4,984	10.9	249	18
肺がん検診	205,815	23,923	11.6	584	20

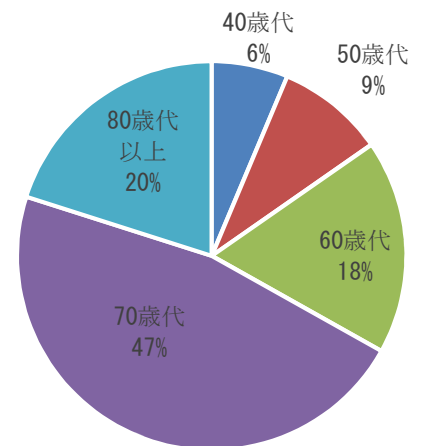
※がん発見者数は翌年4月末までの人数

2-2 各がん検診受診率（%）とがん発見者数（人）の推移

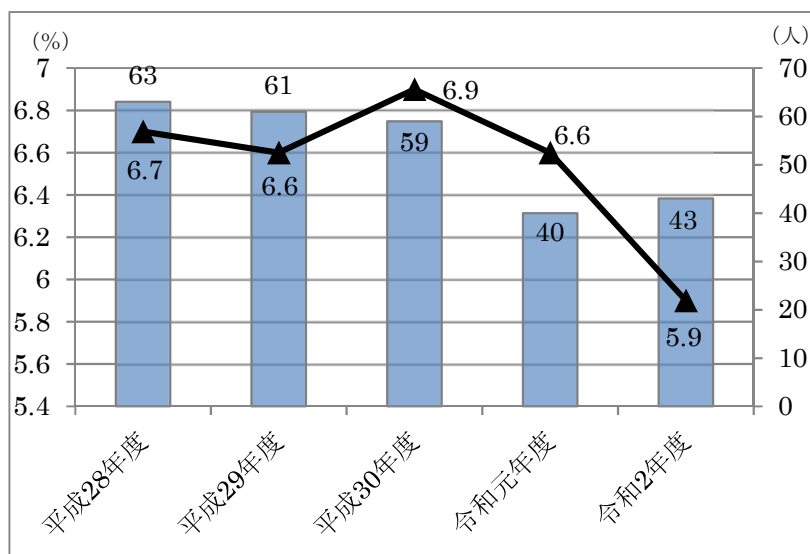
(1) 大腸がん



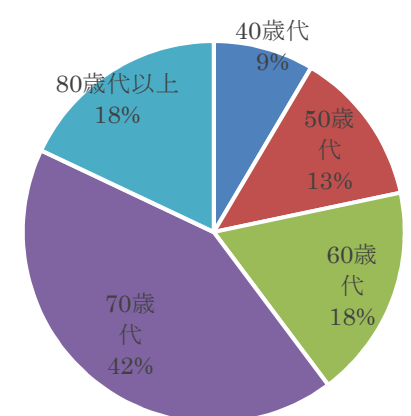
令和2年度受診者の年代別内訳



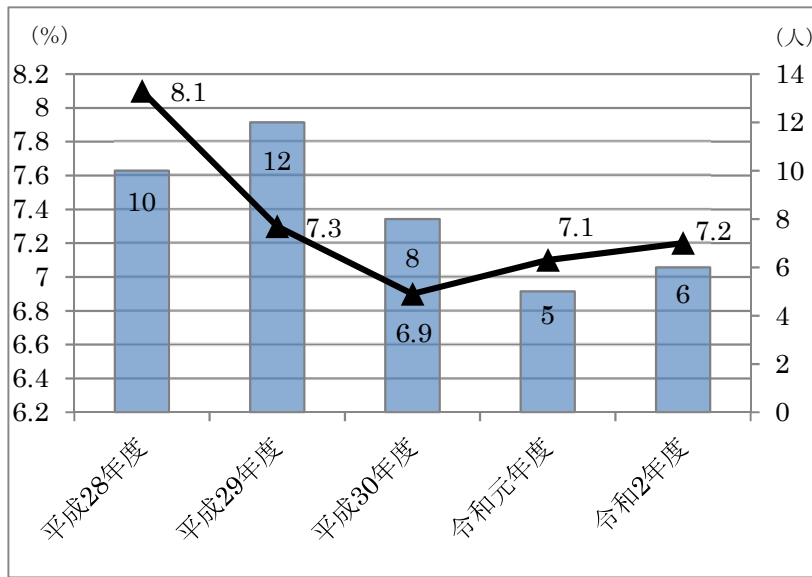
(2) 胃がん



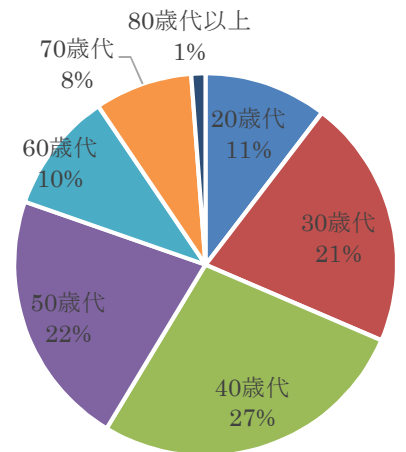
令和2年度受診者の年代別内訳



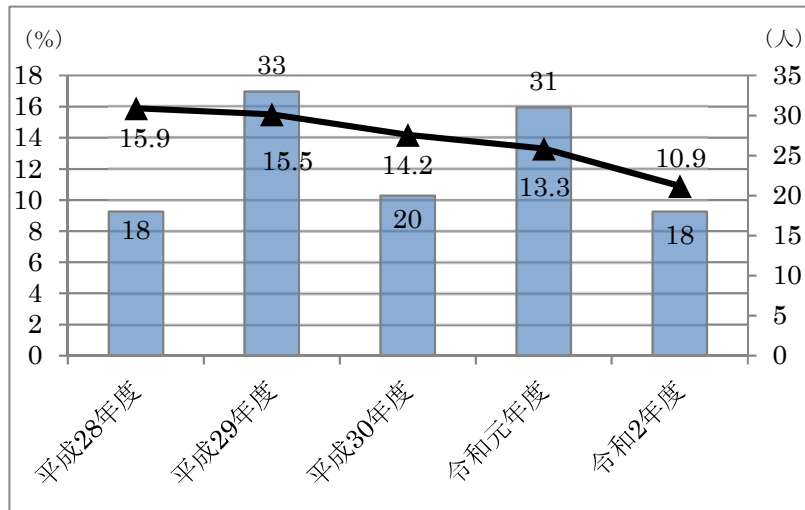
(3) 子宮頸がん



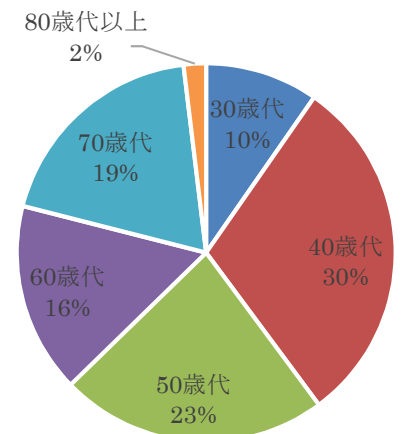
令和2年度受診者の年代別内訳



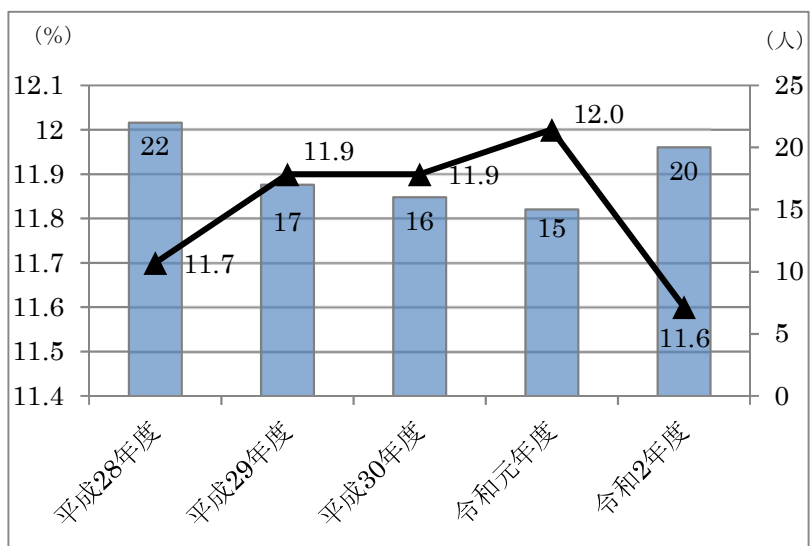
(4) 乳がん



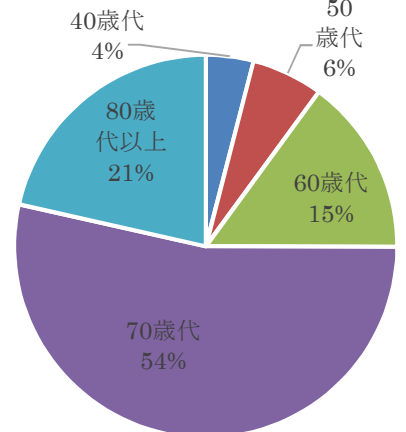
令和2年度受診者の年代別内訳



(5) 肺がん



令和2年度受診者の年代別内訳



3 越谷市がん対策推進条例

平成28年9月30日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっている等、がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、市、保健医療関係者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びにがん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 医師その他の医療関係者並びにがんの予防及び早期発見に携わる者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、埼玉県、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族を支援することを目的とする活動を行う民間の団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療のほか、保健、医療、福祉、教育等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されなければならない。

(保健医療関係者の責務)

第4条 保健医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うものとする。

- 2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する正確な情報を提供するものとする。
- 3 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、必要に応じ、がん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第7条 市長は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び保健医療関係者の意見が反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(がんの予防の推進等)

第8条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小中学校におけるがんの予防につながる学習活動の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第9条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の充実等)

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、埼玉県並びに保健医療関係者その他関係機関及び関係団体と連携し、がん患者の意向を勘案しつつ、その居宅において療養できるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

3 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により提供を受けることができる情報を積極的に活用することにより、がん対策の充実に努めるものとする。

（緩和ケアの充実）

第11条 市は、緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛の軽減又は社会生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実に努めるために必要な環境の整備に努めるものとする。

（がん患者等の支援）

第12条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第13条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供するものとする。

（先進的がん検診の推進）

第14条 市は、がん検診を実施するに当たっては、がんの早期発見及び検診率向上に資するために、その種類・方法等において、先進的な水準の維持に努めなければならない。

（財政上の措置）

第15条 市は、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市議会への報告）

第16条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。